

栃木県肝疾患コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県肝疾患コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、栃木県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条 コーディネーターは、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるよう、医療機関、行政機関その他地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関

- ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 市民公開講座、肝臓病教室等への参加
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 保健所又は市町の肝炎対策担当部署

- ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) 第1号から第3号までの機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発
- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条 コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町の肝炎対策担当部署、薬局、民間の企業及び団体、医療保険者並びに肝炎患者の団体等に配置するものとする。

- 2 県は、県内全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町の肝炎対策担当部署にコーディネーターが配置されるよう、これら機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 県は、コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。

(養成及び認定等)

第5条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 県が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者
- 2 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証を交付し、コーディネーター名簿に登録するものとする。
 - 3 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。
 - (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき
 - (4) 第6条第2項に規定する更新申請を認定の有効期間内に行わなかったとき

(認定期間)

第6条 前条第1項の規定による認定の期間（以下、「認定期間」という。）は、認定を受けた日から5年となる日の属する年度の末日（3月31日）までとする。

- 2 前項に規定する認定期間は、その認定期間内に前条第1項第2号に規定する養成研修又は県が実施するフォローアップ研修のいずれかを修了の上、県に対して更新申請を行うことで更新できるものとする。この場合において、更新後の認定期間は、更新申請を受理した日から5年となる日の属する年度の末日（3月31日）までとする。
- 3 前項の規定により更新した認定期間を再度更新する場合も、同項の規定を適用する。
- 4 知事は、第2項の規定により認定期間の更新を行ったときは、更新前の認定期間内に認定

証を交付し、前条第3項に規定するコーディネーター名簿の更新を行うものとする。

(研修)

第7条 第5条第1項第2号に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コーディネーターに期待される役割、心構え
- (2) 肝疾患の基本的な知識
- (3) 肝炎患者等に係る支援制度
- (4) 県の肝炎対策
- (5) 地域の肝疾患診療連携体制
- (6) コーディネーターの具体的な活動事例
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 前条第2項に定めるフォローアップ研修の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝炎患者等に係る支援制度
- (2) 県の肝炎対策
- (3) 地域の肝疾患診療連携体制
- (4) コーディネーターの具体的な活動事例
- (5) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、肝疾患診療連携拠点病院に研修の実施を委託することができる。

(技能向上及び活動支援)

第8条 県は、肝疾患診療連携拠点病院と連携して、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 県は、肝疾患診療連携拠点病院と連携して、コーディネーターの活動内容や配置されている医療機関、行政機関などのリストを県や肝疾患連携拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段により、周知を図るものとする。

(登録内容の変更)

第9条 コーディネーターは、氏名、職種、連絡先、所属先に変更が生じたときは、知事に届け出るものとする。

(活動報告)

第10条 県は、コーディネーターに対し、その活動状況の報告を求めるものとする。

(守秘義務)

第11条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第3項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行する。
(改正前の要綱により認定したコーディネーターの更新期間)
- 2 改正前の栃木県肝疾患コーディネーターの養成及び活用に関する要綱により、令和 5 年度までに認定を受けたコーディネーターの認定期間は、令和 6 年度の初日（令和 6 年 4 月 1 日）を起算日として 5 年度後の末日（令和 11 年 3 月 31 日）までとする。